

## 愛西市緊急通報システム事業実施要綱

令和5年4月1日

告示第74号

愛西市緊急通報システム事業実施要綱（平成17年告示第67号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 愛西市緊急通報システム事業（以下「事業」という。）は、高齢者及び身体障害者等（以下「高齢者等」という。）に無線発信機及び緊急通報用機器（以下「機器等」という。）を貸与することにより、急病及び事故等の緊急事態に対処して高齢者等の生命・健康を守り、併せて日常生活上の孤独感・不安感を軽減し、もって健康・福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業）

第2条 この事業は、高齢者等が急病及び事故等のため救助を必要とするときに、機器等を利用して緊急通報システム受信センター（以下「受信センター」という。）に通報することにより、当該高齢者等の救助又は援助を行うことをいう。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、本市に住所を有し、そこに居住する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 75歳以上のひとり暮らし又は75歳以上の方のみで構成される世帯の世帯員
- （2） 一日において長時間75歳以上の方のみの状態になる者
- （3） 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けたひとり暮らしの者
- （4） 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者で、同居者が緊急

時に対応することが困難な者のみの世帯の者

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めた者。

(利用の申請)

第4条 機器等の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報システム事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に協力員おおむね3人の協力員登録承諾書（様式第2号）を添付し、市長に提出しなければならない。なお、協力員のうち1人は、民生委員とする。

(協力員の役割)

第5条 協力員は、受信センター又は消防署から協力要請がなされたときは、必要な措置を採るものとする。

(決定及び通知)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業利用の可否について決定し、緊急通報システム事業利用決定・却下通知書（様式第3号）により、事業利用の可否を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定によりシステムの利用を認められた者（以下「利用者」という。）は、速やかに市長に緊急通報システム事業利用承諾書（様式第4号）を提出しなければならない。

(機器等の管理)

第7条 利用者は、事業利用に供された機器等について善良な管理者の注意をもって維持管理し、これを他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、若しくは担保に供してはならない。

2 利用者は、事業利用に供された機器の紛失・破損が発生したときは、直ちに市長にその状況を報告しなければならない。

(費用の負担)

第8条 機器等の貸与に係る利用料は、月額500円とする。ただし、令和6年3月末日までは無料とする。

2 利用者は、機器等の利用に必要な電気料、電話基本料金及び通話料を負

担しなければならない。

- 3 利用者の責に帰すべき事由により機器の紛失・破損が発生したときは、利用者はその回復に要する費用を負担しなければならない。

(変更及び辞退届)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するとき、又は事業の利用を変更し、若しくは辞退しようとするときは、緊急通報システム事業利用変更・辞退届(様式第5号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 申請書に記載した事項に変更があったとき。

(利用の取消し)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、事業利用の決定を取り消し、事業利用に供した機器等を返還させるものとする。

(1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手続きにより利用の決定を受けたとき。

(3) その他利用を取り消すべき理由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により事業利用を取り消し、又は機器等を返還させたときは、受信センターにその旨を通知し、利用者に対し、緊急通報システム事業利用取消通知書(様式第6号)によって通知するものとする。

(関係機関との連携)

第11条 市長は、この事業を円滑に運営するため、民生委員、愛西市消防本部、津島警察署、愛西市社会福祉協議会等の関係機関と密接な連携を図るとともに、地域住民の協力を得られるよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の実施要綱第7条第2項の規定による愛西市緊急通報システム利用の決定を受けている者については、改正後の実施要綱第6条第2項の規定による利用者とみなす。